

(目的)

第一条 この法律は、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援並びに中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業の新たな事業活動の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

【趣旨】 本条は、この法律の制定の趣旨及び目的と、これを実現するために必要な政策支援の対象とその内容について大枠を示したものである。

【解説】

一 制定の趣旨

中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、その創意ある発展が果すべき役割をかんがみれば、中小企業の新たな事業活動を促進することは、わが国にとって普遍の政策課題である。本法は、こうした中小企業の新たな事業活動を総合的に支援し、その促進を図る法律であり、中小企業基本法が掲げる理念を具体化するための作用法であるという位置づけを有している。

従来は、中小企業の新たな事業活動の各側面をとらえて個別立法によって対応してきたが、本法はこれらを整理統合し、包括的な支援を実現するとともに、利用者である中小企業にとって使いやすい支援制度の提供を図るものである。本条は以上のような制度の趣旨を表わしている。

二 支援対象及び支援措置

この法律の直接的な支援対象となる「中小企業の新たな事業活動」は三類型に分けられる。その具体的な内容及びこれらに対する支援措置は、「創業及び新たに設立された企業の事業活動」については第二章を中心に、「中小企業の経営革新」及び「異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓」については第三章を中心に定められている。

また、中小企業の新たな事業活動を促進するための苗床として、第四章において、経営基盤強化の支援(第一節)、新技術を利用した事業活動の支援(第二節)及び地域産業資源を活用して行う事業環境の整備(第三節)等の基盤整備を進めることとしている。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

【趣旨】 本条は、本法において使用される「中小企業者」、「創業者」、「新規中小企業者」、「組合等」、「新事業活動」、「経営革新」、「異分野連携新事業分野開拓」、「国等」、「特定中小企業者」、「新事業支援機関」及び「高度技術産学連携地域」の定義について定めた規定である。

【解説】 第一項は、本法において使用される「中小企業者」という用語の定義について定めたものである。我が国の中小企業に関する施策は、その施策ごとに対象とする中小企業者の範囲を定めることとしており、本法も中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）（第二条の規定に基づき、対象とする「中小企業者」の範囲を明確化している）。

一 第一号～第五号関係

本項第一号から第五号までは、会社および個人について規定したものであり、「資本金の額または出資の総額」と「従業員の数」のいずれかが一定の基準以下の場合に中小企業者に該当する。第五号は、法律レベルで画一的に中小企業者の範囲を定めることによる弊害を避け、経済環境の変化や業種業態に応じて機動的に定義することを可能にするものである。同様な規定の仕方をとっている法律としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構法、中小企業団体の組織に関する法律、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律、中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律、中小企業支援法、産業活力再生特別措置法等がある。本項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、本法施行令第一条第一項で次のとおりとされている。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

これらは、それぞれの業種について資本金及び従業員の規模別に区分し、この規模別区分の間に従業員一人当たりの生産（販売）額、付加価値額、平均賃金、有形固定資産等についてのギャップがあるか否か等を検討した上で定めたものである。

二 第六号、第七号関係

企業組合（第六号）及び協業組合（第七号）については、組合員の競業禁止の規定がある等組合自体が一つの企業に準ずるものとされており、第一号から第五号までの会社及び個人に近似していることから、中小企業者とすることが適当と考えられる。

三 第八号関係

第八号の「事業協同組合、事業協同小组合、商工組合、協同組合連合会その他の特別な法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの」とは、施行令第一条第二項において、以下のように定められている。

2 第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小组合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小组合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接または間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

【用語の解説】

「会社」

会社法（平成十七年法律第八十六号）の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。「設立中の会社」は法人格を有しないので、それ自体としては会社として「中小企業者」に該当するものではない。また、いわゆる士業法人（特許業務法人、税理士法人、弁護士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人、監査法人、行政書士法人）については、それぞれの法律に基づき法人格を得ているものであるが、会社法の合名会社に準ずるものとして、「会社」の範囲に含まれることとされている。

「資本金の額又は出資の総額」

資本金の額とは、株式会社における払込済資本の額を、出資の総額は、合名会社、合資会社又は合同会社の出資の総額をいうものである。

「常時使用する従業員」

事業主又は法人と雇用関係にある者であつて、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されているものをいうと解される。したがつて、業務に従事している者であつても、事業主や法人の役員（委任契約に基づく関係にある。）は含まれず、また、臨時の従業員も含まれない。この場合、特に臨時の従業員でないことをいかなる基準により判別するかが問題となるが、例えば、労働基準法第二十一条において「解雇の予告を必要としない者として規定される次の四つのケースに該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」と考えることができる。

- ・日々雇われられる者（ただし、一ヶ月を超えて引き続き使用されるに至つた場合を除く。）
- ・二ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、二ヶ月を超えて引き続き使用されるに至つた場合を除く。）
- ・季節的業務に四ヶ月以内の期間を定めて使用される者（ただし、四ヶ月を超えて引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

・試の使用期間中の者（ただし、十四日を超えて引き続き試用されるに至つた場合を除く。）

常時使用する従業員の数は、企業全体として計算するもので、二以上の営業所あるいは工場を有する事業者、二以上の業種に属する事業を兼営する事業者等については、いずれもその総体で計算し、事業所別又は業種別に計算するものではない。

「主たる事業」

一種類の事業を専業としている企業については問題ないが、二種類以上の事業を兼業している企業については、いずれの業種の事業が主たる事業であるかという問題が生じる。このような場合にはその企業の事業活動の状況を事業種類別の従業員数、営業収益の割合その他いろいろな角度から総合的に判断して決定する。

「事業を営むもの」

営利を目的として事業を反復継続して行うものをいい、事業を「行うもの」より狭い概念である。営利を目的として行うものであれば、それが個人であると、法人であるとを問わない。

2 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者（第三号に掲げる者にあつては、中小企業者に限る。）をいう。

- 一 事業を営んでいない個人であつて、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの
- 三 会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

【解説】 本項は、主に第二章において使用される「創業者」の定義を定めたものである。「創業者」とは、新たに事業を開始する具体的な計画を有するものを言う。

一 第一号関係

第一号の創業者は、個人事業の開始を行おうとする個人であつて、一月以内に事業を開始する具体的な計画を有しているものである。事業を営んでいない個人が新たに事業を開始しようとする場合、実際の事業の開始まで資金、人材等の確保等のリスクが伴ふこととなるが、本規定は、開業前の準備期間も支援の対象とするものである。事業を開始しようとする者を無制限に政策支援の対象とするのではなく、一ヶ月以内であれば、所要の資金、用地、人材等の確保から、その事業に関する計画、販売先まで、ほぼ固まっているものと考えられることから、

「一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの」と一定の制約を課すことにより、各支援機関等において熱意のあり着実に事業の開始が実施できる者を支援することとしている。

二 第二号関係

第二号の創業者は、会社設立を伴う事業の開始を行おうとする個人であって、二月以内に事業の開始を行う具体的な計画を有しているものである。

本号は、会社設立を伴うものであることから、会社設立準備に係る資金需要等を踏まえ、第一号の創業者と異なり、事業の開始を行う二月前からを政策支援の対象としている。

三 第三号関係

第三号の創業者は、分社化、共同会社設立等を行おうとする親会社（中小企業に限る。）であって、当該分社化等及び事業の開始を行う具体的な計画を有しているものである。既存の会社における分社化等については、第一号又は第二号に掲げる創業者のように事業を開始する前段階において特段の時間的範囲を定めていない。これは、株主総会の承認が必要である等十分な時間をもって計画されていること、企業戦略の一環として分社化等が慎重に時間をかけて進められる場合が多いこと等の現状を踏まえたものである。

- 3 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 事業を開始した日以後の期間が五年未満の個人
 - 二 設立の日以後の期間が五年未満の会社
 - 三 事業を開始した日以後の期間が五年以上十年未満の個人又は設立の日以後の期間が五年以上十年未満の会社であって、前年又は前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの

【解説】 本項は、主に第一章において使用される「新規中小企業者」という用語の定義を定めたものである。「新規中小企業者」とは、新たに事業を開始した後、一定期間を経過していない中小企業者を言う。

一 第一号関係

第一号の新規中小企業者は、個人事業の開始を行った個人であって、事業を開始した日以後五年を経過していないものである。「事業を開始した日」とは、営利を目的とした事業を反復継続し始めた日であり、個人事業の開始については、所得税法第二百二十九条に基づき税務署長に届出をした開業の日付がそれに当たる。

また、事業を開始した日以後五年間としたのは、その間における中小企業の経営状況が一般的に不安定であり、資金需要が高いこと等から、当該期間は支援の必要性が高いためである。

二 第二号関係

第二号の新規中小企業者は、事業を開始するために設立された会社であって、その設立の日以後五年を経過していないものである。

また、第一号と異なり、「事業を開始した日以後五年間」とはせずに「会社設立の日以後五年間」としたのは、会社を設立したものの、なかなか事業が開始されずにいる状態を政策支援の対象から排除するものであり、会社設立の日から五年間のみを新規中小企業者とし、支援するものである。なお、会社の設立日については、法人税法第四百四十八条に基づき税務署長へ届出をした設立の日付がそれに当たるものである。

三 第三号関係

第三号の新規中小企業者は、事業開始後又は会社設立後の期間が五年以上を経過しているものの、十年未満であって、かつ、試験研究を重点的に行う個人又は会社をいう。このような者は、創業初期の段階にあるわけでは

ないものの、大規模な資金調達が必要であり、かつ、初期投資が多いために比較的長期間にわたる事業計画を立てる蓋然性が高いことから、一般の中小企業より長い期間支援対象とするものである。

4 この法律において「組合等」とは、第一項第八号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員（以下「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。

【解説】 本項は、主に第三章において使用される「組合等」という用語の定義を定めたものである。

「組合等」は、本法に基づく経営革新計画及び経営基盤強化計画の作成主体として、施行令第一条第二項に規定する組合及び連合会並びに民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、当該社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小企業者であるものが該当する。この社団法人については、これまでの中小企業関係の法律に同様の規定が多数見られるものであるが、組合とほぼ同様の機能を有する業種団体を念頭に置いているものである。

5 この法律において「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。

【解説】 本項は、次項及び第七項で使用される「新事業活動」という用語の定義を定めたものであり、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入が具体的に例示されている。なお、第三条に基づく基本方針において補足がなされており、地域や業種を勘案して相当程度普及しているものは支援対象外とされている。

（参考）基本方針における新事業活動の定義

一 経営革新の内容に関する事項における定義

「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

二 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項における定義

「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。「新事業分野開拓」が可能となるような、地域や業種を勘案して新しい事業活動を支援する。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とする。

6 この法律において「経営革新」とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

【解説】 本項は、「経営革新」について、新事業活動を行うことによりその経営の相当程度の向上を図ることと定義している。経営革新は、定量的な経営目標を定め、それに向かって中小企業者が自主的に邁進していく取組であり、第九条に規定されている経営革新計画において、経営指標による目標を立てることとしている。この際に目標とすべき経営指標については、第三条に基づく基本方針において以下のように定められており、これらを実現する蓋然性が認められるものが承認され、支援措置を受けることが可能となる。

「経営革新計画における経営指標」

以下の二つの経営指標を支援に当たつての判断基準としていく。グループによる申請については、グループ全体としての経営指標あるいは参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、法施行後の運用の状況や景気の動向を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

イ 付加価値額の向上

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が十五%以上のもを求める。計画期間が三年間の場合は九%以上の目標を、四年間の場合は十二%以上の目標を求める。

注) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 経常利益の向上

経常利益について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が5%以上のもを求める。計画期間が三年間の場合は3%以上の目標を、四年間の場合は4%以上の目標を求める。

注) 経常利益の算出については、中小企業者の資金調達に係る財務活動に係る費用(支払利息、新株発行費等)を含み、本業との関連性の低いもの(有価証券売却益、賃料収入等)は含まないものとする。

7 この法律において「異分野連携新事業分野開拓」とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

【解説】 本項は、主に第三章において使用される「異分野連携新事業分野開拓」という用語の定義を定めたものである。「異分野連携新事業分野開拓」とは、異なる分野の事業者が連携して、その有する経営資源(技術・ノウハウ等)を持ち寄って新しい事業を行うことを指している。詳細については第十一条の項を参照。

【用語の解説】

「その行う事業の分野を異にする」

日本標準産業分類における細分類(四桁)において、異なる分類に属していることを基本とするが、第三条に規定する基本方針により、同じ分類に属していても、連携事業を行うために持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合は異分野とするなど、事業を行うために持ち寄る経営資源の実質的内容により判断することとしている(基本方針第3・1・1)。

「経営資源」

第十一条第二項第五号の項参照。

「新事業分野開拓」

新たに事業として成り立つ分野を生み出すことを指し、具体的には同基本方針において、以下のように定められ

ている。

「新事業分野開拓」とは、新事業活動によって、市場において事業を成立させることを指す。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ蓋然性が高く、その後も継続的に事業として成立することが求められる（基本方針第3・1・三）。

8 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第十一条第二項において同じ。）その他特別の法律によって設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下この章において「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるもの（次項において「特定独立行政法人等」という。）をいう。

【解説】 中小企業技術革新制度の対象となりうる補助金、委託費等（新技術補助金等）の交付の主体となる機関の範囲を明らかにしたものである。

「国」とは、通例では、地方公共団体、民間に対比され、「国の責務」「国の事務」などという場合の法律上の権利義務の主体としての国を指すが、ここにいう国は、補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を行う場合の国を捉えたもので、具体的には財政法上予算の執行、契約の締結にあたるものとされているもの（財政法第二十一条）であり、主に内閣府、各省庁を意味する。

「国等」のうち、「特定独立行政法人等」の指定にあたっては、中小企業者等に対する特定補助金等の支出機会の増大の努力義務を国と同様負うものである（本法第十九条）ことから、国がある程度の出資を行っていること、又は、中小企業者等への研究開発費の交付に関連ある事業費の相当程度が国の財政資金により交付されていることにより、ある程度国の監督下に置かれていることが重要な指標となる。具体的には、施行令第四条において、十二法人（9独立行政法人、3特別認可法人）が指定されている（平成十七年四月現在）。

特定独立行政法人等については、廃止前の新事業創出促進法第二条第六項に規定されていた「特定特殊法人」と概念上の変更はないが、同法施行後に特殊法人改革が進展する中、特定特殊法人に指定されていた法人の太宗が順次独立行政法人化されたため、一般の法改正を機に名称を変更したものの、

今後、本制度への参加の体制が整う独立行政法人や特殊法人につき、順次、特定独立行政法人等への追加を行うっていく方針である。

（参考）特定独立行政法人等（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令）

（特定独立行政法人等の範囲）

第四条 法第二条第八項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人医薬基盤研究所、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

- 二 日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び全国商工会連合会

【用語の解説】

「その他特別の法律によって設立された法人」

広義の特殊法人を指すものであり、狭義の特殊法人と、特別認可法人の双方を含む概念である。狭義の特殊法人とは、総務省設置法第四条第十五号で規定するところの「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）」を指す。「特別の設立行為」とは、登記以外の設立行為、具体的には政府の命する設立委員が行う設立に関する行為であり、したがって「法律により直接に設立される法人」とは、根拠法上「特別の設立行為」に関する規定が存在せず、根拠法と登記のみで成立する法人を指す（日本中央競馬会など）。特別認可法人とは、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人を指す。

「補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金」

補助金、委託費の他に、負担金、助成金、交付金、補給金等が該当しうる。「相当の反対給付」とは、給付金に相当する金銭その他の物の納入または役務の提供という趣旨であり、例えば、給付金を代金とする物品の購入やサービスの享受、給付金額に相当する有価証券の取得が認められる場合には、当該給付金は「その他相当の反対給付を受けない給付金」には当たらない。ここで補助金、委託費を特に明示したのは、研究開発のための給付金として最も代表的なものであることによる。

なお、本制度の研究開発給付金の対象として、補助金、委託費のほか、「その他相当の反対給付を受けない給付金」としたのは、国等が対価関係にある財を取得するために支払う給付金については、既に官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律において国等による中小企業者の受注機会の増大の努力義務が法制化されていることによる。

9 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、国等から経済産業大臣及び各省各庁の長等（国については財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、特定独立行政法人等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。）が次条第一項に規定する基本方針における同条第二項第三号イ（1）に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技术補助金等（以下「特定補助金等」という。）を交付されたものをいう。

【解説】 本法において使用される「特定中小企業者」という用語の定義を定めたものであり、各省各庁の長等が基本方針に照らして適切であるものとして指定する新技术補助金等（特定補助金等）を国等から交付されたものとする。

特定中小企業者は、新事業活動の促進という観点から、特定補助金等の成果を利用して事業活動を行うための資金を調達する際に中小企業投資育成株式会社及び中小企業信用保険法の特例措置の適用を受けることとなる。

法律上の認定行為なしに、特定補助金等の交付及び当該成果を利用した事業活動といった外形に着目した特例措置を講ずるものであるが、特定補助金等の交付を各省庁等から受けるといったことは、例えば廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定（同法第四条）プロセス等に匹敵する技術面における審査を各省庁等で経ていると考えられ、かつ、こうした中小企業者を財務面及び金融面において支援し、その事業化を図ることは、中小企業の新たな事業活動を促進する技術的な基盤として有効であるとの判断から、定型的に支援の対象とすることとしたものである。

「特定補助金等」については、本項により各省各庁の長等は、次条の基本方針中、「新技术を利用した事業活動

の支援に関する次に掲げる事項」(第三条第二項第三号イ)中、「(1)新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(第四章第二節において「中小企業者等」という。)(に対して支出の機会の増大を図るべきもの」の内容に関する事項に照らして適切であるものを取捨選別し、告示により指定される。

本項においては、経済情勢に応じて補正予算が急遽組まれることになった場合等における迅速な特定補助金等の指定の必要性及び各省各庁の長等が自らの補助金等の内容について有する知見の高さ等を考慮し、特定補助金等の指定については基本方針の趣旨に合致するか否かにつき、中小企業担当大臣たる経済産業大臣及び当該補助金等を所管する各省各庁の長等の共同告示に委ねることとしている。

なお、特定補助金等の告示上の名称について、新技術補助金等の事業自体の名称に、「……事業」、「……研究開発」等、給付金の性質(補助金、委託費等)に関する名称が付いていない場合がままあるが、こうした新技術補助金等を特定補助金等として告示する際には、その給付金の性質を明示する観点から、「……事業に係る委託費」、「……研究開発に係る補助金」といった名称を用いている(特定独立行政法人等の行う「補助事業」に際して交付されるものについては、「補助金」ではなく「助成金」という名称を用いている。)

また、予算費目上の名称と募集上の名称が相違する新技術補助金等における告示上の名称については、この告示が当該補助金等の交付を受けた中小企業者等に対し、中小企業信用保険法の特例等の支援措置が講じられることを明らかにすることを最大の主眼としていることにかんがみ、中小企業者や信用保証協会等に判別のしやすい名称とするため、募集上の名称を用いている。

【用語の解説】

「各省各庁の長等」

財政法第二十条第二項に掲げる各省各庁の長、及び各特殊法人の主務大臣を指す。財政法第二十条にいう各省各庁の長の中には、各大臣の他にも、衆参議院議長、最高裁長官、会計検査院長も含まれているところであるが、平成十七年度予算においては国会も科学技術関係経費を計上しており(約十億円)、最高裁判所や会計検査院についても今後研究開発を全く行わないとは断言できないことから、各大臣以外の長を法文上あえて除くことはしないこととしたもの。また、特定独立行政法人等の主務大臣は各目上各省各庁の長に当たるが、法文上「各省各庁の長等」としているのは、補助金の交付や委託契約の締結などを行う主体としての立場と、特定独立行政法人等を監督する主務大臣としての立場とは異なることを区別したものである。

10 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十五条において「指定都市」という。)(の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業(以下「支援事業」という。)(を行う者であって、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

【解説】 本項は、本法の施行に伴い廃止された新事業創出促進法(以下「旧新事業創出促進法」という。)(第二条第八項の規定を実質的に承継した規定である。

旧新事業創出促進法の施行に伴い廃止された高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第三十五号。

以下「旧テクノポリス法」という。)(、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号。以下「旧頭脳立地法」という。)(及び地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフト法」という。)(、旧新事業創出促進法等に基づき都道府県又は政令指定

都市（以下「都道府県等」という。）の主體的な取組の結果各地域に設立された公益法人、第三セクター方式のものを含む株式会社等で、技術面・情報面・人材面・資金面を初めとする様々な支援事業を行う産業支援機関である新事業支援機関について定めた規定である。新事業支援機関は、地域における産業資源を活用して新たな事業活動を促進していく上で極めて重要な役割を果たすものである。

新事業支援機関の候補として代表的な機関（略称含む。）は以下のものがある。

都道府県等中小企業支援センター、公設試験研究機関、大学、ＴＬＯ、発明協会各支部、地場産業振興センター、日本貿易振興機構各貿易情報センター、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商工組合、中小企業大学校、雇用・能力開発機構各センター、地域ソフトウェアセンター、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、信用保証協会、ベンチャーキャピタル等

具体的にいかなる産業支援機関を新事業支援機関と位置付けるかは都道府県等の主體的な判断によるが、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想の中に位置付けられることが必要である。

【用語の解説】

「区域において」

新事業支援機関が都道府県等の区域内に存在していることをいう。都道府県等内において新たな事業活動を行う者が新事業支援機関からビジネスサポートを受けるためには、新事業支援機関へのアクセスが容易であることが極めて重要である。

「新たな事業活動を行う者」

創業者、新規中小企業者、経営革新計画の承認を受けた中小企業者等、異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業者その他の新たな事業活動を行う個人、事業者等をいう。

「技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進」

新事業支援機関が行う技術面に関する支援事業をいう。具体的には、公設試験研究機関等による産業化に繋がるような効率的な研究開発支援、ＴＬＯ等による研究成果のベンチャー企業等への技術移転支援、研究成果の普及等をいう。

「市場等に関する調査研究及び情報提供」

新事業支援機関が行う情報面に関する支援事業をいう。具体的には、技術情報・人材情報・特許情報・市場情報等の新たな事業活動を行う者が一般的に必要な情報提供や、地域に存在する市場ニーズと研究シーズのマッチング支援等をいう。

「経営能力の向上の促進」

新事業支援機関が行う人材面に関する支援事業をいう。具体的には、経営能力の向上に資するような情報処理能力の開発・向上等のための人材育成支援（情報関連人材育成事業等）、弁護士・公認会計士等による財務経営の円滑化支援、販路開拓のためのマーケティング支援等をいう。

「資金の融通の円滑化」

新事業支援機関が行う資金面に関する支援事業をいう。具体的には、技術開発、製品開発、生産、販売、流通等の研究開発から事業化に至るまでの各段階において必要な資金調達の円滑化のために必要な債務保証、低利融資等の支援をいう。

「その他の支援の事業」

新たな事業活動の促進に資する前述以外の事業をいう。具体的には、インキュベーション施設の運営等によるベンチャー企業の立ち上がり支援、インターンシップ事業等をいう。

11 この法律において「高度技術産学連携地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する事業者（以下この項において「特定事業者」という。）及び高度技術の研究開発に関し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在しており、特定事業者と当該研究機関との相互の交流を通じて当該特定事業者が有する技術と当該研究機関が有する高度技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域をいう。

【解説】 「高度技術産学連携地域」とは、旧新事業創出促進法における「高度技術産業集積地域」と「高度研究機能集積地区」（のうち産学官連携型集積）の概念を、実質的に融合したものである。

このうち、「高度技術産業集積地域」については、旧新事業創出促進法第二条第九項において、次のように規定されていた。

（参考）旧新事業創出促進法第二条第九項

9 この法律において「高度技術産業集積地域」とは、技術革新の進展に即応した高度な産業技術（以下「高度技術」という。）の開発を行い、又はこれを製品若しくは役務の開発、生産、販売若しくは役務の提供に利用する企業の集積（以下「高度技術産業集積」という。）が存在する地域であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。

- 一 自然的経済的社会的条件からみて一体であること。
- 二 その地域又はその近傍に高度技術に係る研究を行う大学その他の研究機関が存在すること。
- 三 高度技術の開発又は利用に必要な知識又は技術を有する人材の確保が可能であること。
- 四 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設及び高度技術の開発又は利用に必要な情報を提供する施設の利用が容易であること。

「高度技術産業集積地域」は、自治体の主体的な取組や旧テクノポリス法、旧頭脳立地法、旧地域ソフト法等の施策の結果、各地域に形成されたもので、技術、人材その他の地域の産業資源が集中的に蓄積されており、新たな事業の創出を促進する上で、当該地域を政策的に支援することは大いに意義があり、全国に二十九自治体三十三地域が設定された。

他方、「高度研究機能集積地区」については、旧新事業創出促進法第二条第十項において、次のように規定されていた。

（参考）旧新事業創出促進法第二条第十項

10 この法律において「高度研究機能集積地区」とは、国際的な技術水準の向上に貢献する高度技術に関する研究機関が存在し、又は高度技術の研究開発に関し企業と連携する研究機関が相当数存在しており、当該研究機関と企業との相互の交流を通じて当該研究機関が有する高度技術と企業が有する技術に関するそれぞれの知識の融合が図られることにより、新たな事業の創出が相当程度促進されることが見込まれる地区をいう。

「高度研究機能集積地区」は、「高度技術産業集積地域」と同様、自治体の主体的な取組や旧テクノポリス法等の施策の結果、各地域に形成されたものであって、両者とも地域における産業資源が集中的に蓄積されている点で共通するが、「高度技術産業集積地域」が高度技術を開発又は利用する企業の集積（産業集積）を意味するのに対し、「高度研究機能集積地区」は高度技術に関する研究機関の集積（研究集積）を意味していた。この「高度研究機能集積地区」における研究機関が有する高度技術と、活発な産業活動を展開する企業が有する技術が融合されることによって、中長期的に我が国経済を牽引するような高度技術を活用した新たな事業が創出される蓋然性が極めて高いことから、「高度研究機能集積地区」を政策的に支援することは大いに意義があり、全国に二十四自治体四十六地区が設定された。

本法で定める「高度技術産学連携地域」は、「高度技術産業集積地域」の概念の基礎となる企業（事業者）の集積と、「高度研究機能集積地区」の概念の基礎となる大学その他の研究機関の集積が存在し、事業者と研究機関との相互交流を通じて両者の知識の融合が図られ、新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれる地域である。

このうち、「高度研究機能集積地区」については、旧新事業創出促進法では、「高度技術の研究開発に関し企業と連携する研究機関」が相当数存在する“産学官連携型集積”のほか、「国際的な技術水準の向上に貢献する高度技術に関する研究機関」が存在する“メッカリ型集積”も概念上含まれていたが、「高度技術産学連携地域」においては、「高度技術の研究開発に関し事業者と連携する大学その他の研究機関が相当数存在」することが条件となっており、事業者と連携しない“メッカリ型集積”は条件に合致しないこととなる。

旧新事業創出促進法においては、地方公共団体は国（主務大臣）の同意が必要である同法第二十四条第一項に規定する「高度技術産業集積活性化計画」に定めることによつて支援の対象となる「高度技術産業集積地域」と、同法第十八条第一項に規定する基本構想に定めさえすればよい（国の同意が不要）「高度研究機能集積地区」とを別個に規定していたが、本法においては、一定の経過措置を講じた上で「高度技術産業集積活性化計画」を廃止することとしたこと、元来「高度技術産業集積地域」及び「高度研究機能集積地区」（のうちの産学官連携型集積）とも産学連携を前提としていたこと、並びに近年産学連携の重要性が増し、産学連携の新事業活動促進効果に対する期待がますます高まってきていることから、新たに「高度技術産学連携地域」という概念を創設したものである。

「高度技術産学連携地域」において促進されることが見込まれる新たな事業活動の具体例としては、産学連携を通じて企業と大学が共同研究をする過程で、大学の研究成果に基づく特許や新たな技術を事業化する目的で新規に大学発ベンチャー企業等を設立する（創業）、大学等の研究機関の持つ技術シーズを企業に技術移転することにより当該企業が新商品の開発を行う（経営革新）、大学等の研究機関と企業が新しい事業活動を行うため、事業分野を異にする企業と有機的な連携を行う（異分野連携新事業分野開拓）といったことがあげられる。

「高度技術産学連携地域」において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための賃貸型の工場・事業場（いわゆるインキュベーション施設）を整備する場合には、地域内の事業者と研究機関の特色を踏まえ、その運営に当たっては、各都道府県等において整備された新事業支援体制や各大学における技術移転機関等の産学連携を推進する機関を有効に活用するとともに、事業者の支援を行う人材（インキュベーション・マネジャー等）を配置することにより、事業者と研究機関との相互の交流・連携や事業者の新たな事業活動が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

「高度技術産学連携地域」については、旧新事業創出促進法の下で設定されていた「高度技術産業集積地域」や「高度研究機能集積地区」をそのまま継続して設定するケースや既存の地域・地区を拡大・縮小して再設定する

ケースがあり得るほか、全く新規に設定するケースも想定される。

都道府県等は、「高度技術産学連携地域」を設定しようとする場合には、本法第二十五条第一項の規定に基づいて作成する事業環境整備構想に、当該地域に係る区域及び活用に関する事項を記載する。

【用語の解説】

「技術革新」

新しい製品・役務や生産方法等を実際に経済システムの中に導入し、実用化することであるが、その結果経済活動の領域で従来とは異なった様式がとられ始めること（例えば、新しい産業分野の誕生、産業構造の変化等）までを包含する概念である。

「高度な産業技術」

具体的には、次のような要件に該当するものをいう。

時代のニーズ（例えば、情報通信技術の高度化等）に十分に応えるものであり、かつ、資金手当さえすれば普及するような確立した技術ではないこと（新規性）。

その開発のために、資金的、人的に相当程度の投入が必要であること（高度性）。

その利用により産業の付加価値が著しく向上するものであること（付加価値性）。

産業生産活動において活用されるものであること（産業技術性）。

「研究開発を行い、又はこれを製品の開発、生産若しくは販売若しくは役務の開発若しくは提供に利用する」

研究開発された高度技術を製品開発・役務開発、生産又は販売・役務の提供に利用することをいう。高度技術を製品開発・役務開発に利用とは、高度技術を利用することによって品質・性能の向上した新製品の創出又は既存製品の改良が行われること、利用者の潜在化したニーズに対応した新しいサービスの開発を行う能力が向上することをいう。高度技術を生産に利用とは、高度技術を利用することによって生産の自動化、生産管理のシステム化等により生産活動が効率化されることをいう。高度技術を販売・役務の提供に利用とは、高度技術を利用することによって商品（製品・役務を含む）情報、ニーズ情報等販売に必要な各種情報を情報処理技術を駆使して的確に入手することによって、販売計画等のマーケティング技術の向上や物流管理システムの高度化が行われることをいう。

「相当数」

それぞれの高度技術産学連携地域ごとに、当該地域の面積や、当該地域に存在する事業者及び研究機関の規模、技術水準等を勘案して、総合的に判断されるものであって、一義的に決められるものではない。

「相当程度」

それぞれの高度技術産学連携地域ごとに、当該地域における事業者の活動実態等を勘案して、総合的に判断されるものであって、一義的に決められるものではない。

（基本方針）

第三条 主務大臣は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

【趣旨】 本条は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針について定めた規定である。

主務大臣が基本方針を策定し、公表しなければならないことを規定しているほか、基本方針の記載事項、変更手続き、更には、主務大臣が基本方針を策定し、または変更する際には、関係行政機関の長に協議するとともに中小企業政策審議会の意見を聴かなければならないこと等を定めている。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する次に掲げる事項
 - イ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向
 - ロ 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項
 - 二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項
 - イ 経営革新に関する次に掲げる事項
 - (1) 経営革新の内容に関する事項
 - (2) 経営革新の実施方法に関する事項
 - (3) 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項
 - ロ 異分野連携新事業分野開拓に関する次に掲げる事項
 - (1) 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項
 - (2) 異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項
 - (3) 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに関する事項
 - (4) 異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項
 - 三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項
 - イ 新技術を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項
 - (1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（第四章第二節において「中小企業者等」という。）に対して支出の機会の増大を図るべきものの内容に関する事項
 - (2) 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項
 - ロ 次に掲げる事項につき、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの
 - (1) 適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制（以下「新事業支援体制」という。）の整備に関する事項
 - (2) 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

【解説】 第二項は、基本方針に記載する事項を定めたものである。

- 一 第一号関係 創業及び新規中小企業の事業活動の促進
 - イ 創業及び新規中小企業の促進（第二章）に関する事項を定めた規定である。
 - ロ 本法における「創業及び新規中小企業」については、第二条第二項において「創業者」の定義を、第二条第三項において「新規中小企業者」の定義を規定しているが、基本方針においては、国が行う創業者及び新規中小企業者の事業活動の促進に関する基本的な方向性を定めるものである。
- 二 第二号関係 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進
 - イ 中小企業の経営革新支援（第三章第一節）に関する事項を定めた規定である。
 - (1) 本法における「経営革新」の定義については第二条第六項において規定しているが、基本方針においては、本法が支援の対象とする経営革新計画の要件等を示すことを定めるものである。
 - (2) 本号は、経営革新の実施方法として、「経営の相当程度の向上を図る」ため、付加価値額及び経常利益を

ベースとした経営指標を用いた経営目標を定めて、経営革新を実施すること等を定めるものである。

(3) 経営革新の実施に当たって配慮すべき事項として、国又は都道府県が行う経営革新計画の進捗状況に関する調査、計画承認を行う際等の外部専門家の活用について定めるものである。

ロ 異分野連携新事業分野開拓の支援（第三章第二節）に関する事項を定めた規定である。

(1) 本法における「異分野連携新事業分野開拓」の定義については第二条第七項において規定しているが、基本方針においては、本法が支援の対象とする異分野連携新事業分野開拓計画における「異分野」、「新事業活動」及び「新事業分野開拓」の内容について明らかにし、計画の期間と財務面の要件を定めるものである。

(2) 異分野連携新事業分野開拓における連携体が、計画を遂行し、新分野の開拓に結びつけるために必要となる要素等について基本方針において明らかにするもの。

(3) 異分野連携新事業分野開拓を行う複数の中小企業が提供する経営資源の内容及びその組み合わせについて、基本方針においては、各主体が強みを持ち寄って新事業活動が行われるものであることを求めている。

(4) 国の配慮すべき事項として、異分野連携新事業分野開拓が生まれる環境の整備、各地方ブロックへの推進機関の設置、広報活動や施策全般の不断の見直し等を通じた取組の拡大等を定めている。

各地方ブロックに設置する推進機関は、地域をあげて異分野連携新事業分野開拓を後押しする仕組みとして、「新連携（異分野連携新事業分野開拓の通称）支援地域戦略会議」を設置することを定めており、各戦略会議は事務局にビジネス実務に精通した者をプロジェクトマネージャーとして配置することとしている。これら戦略会議事務局では、必要に応じて支援チームを組成し、計画策定や事業推進に関して専門的知見に基づく助言等、事業者の立場に立った必要な支援を行うこととなる。

三 第三号関係 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

イ 新技術を利用した事業活動の支援

中小企業技術革新新制度（第四章第二節）に関する事項を定めた規定である。

(1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者等に対して支出の機会を増大を図るべきもの、すなわち特定補助金等が備えなければならない基本的な性格等の内容を定めるもの。具体的には以下のとおり。

・その成果の利用が実用化に資するものでなければならないこと。例えば純粋な学術研究に関する補助・委託等はこれに当たらない（但し、大学発ベンチャーが多数創出される現況にかんがみ、大学等の研究者に代表される事業を営んでいない個人を対象とする制度にあっても、成果の実用化が見込まれるものに関しては前向きに指定に取り組むものとする）。

・より事業化につながりやすい優れた研究開発を政府として支援する必要性から、公募・競争採択型の事業であること。

なお「新技術補助金等のうち・・・」と規定したのは、中小企業者等への補助金等の支出の機会の増大を総合的に図るためには中小企業者等のみを対象とした補助金等の額の増加を図るとともに、一般に公募するものについても、規模や分野等の観点から中小企業者等が参加しうるものかつ当該中小企業者等によって事業化が可能なものについて広く指定をすることにより、これらの補助金等への中小企業者等の参加を促すことを明確にするためである。

(2) 補助金等の申請に当たっては、大企業と中小企業は形式上同じ条件の下で競争を行うが、技術の新規性等の本来あるべき審査基準以外に、大企業に有利な審査基準や、申請時における大企業・中小企業間の情報収集力の格差、申請事務に係る人的経営資源の不足等の不利が中小企業側に存在する。こうした現状にかんがみ、中小企業者等の参加の割合を拡大するためには、こうした状況を改善するための措置が必要であることから、特定補助金等に係る研究開発とその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たっての配慮事項を設けたもの。具体的な項目例は以下のとおり。

- ・ 中小企業技術革新制度を関係省庁で連携して実施していくための推進体制の整備
 - ・ 交付にあたっての情報提供や公募に対する十分な準備期間の確保、申請手続の簡素化
 - ・ 中小企業が特定補助金等を活用して行った研究開発の成果の開示による市場への普及の機会の増大
- 事業環境整備構想の指針となるべきもの

地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第四章第三節）に関する事項を規定するもので、廃止前の新事業創出促進法第三条第二項第三号を実質的に承継した規定である。

(1) 新事業創出促進法等に基づく都道府県等の主体的な取組の結果、地域に存在する産業支援機関（新事業支援機関）が連携し、各地域に存在する経営資源（地域産業資源）を適時適切にワンストップで提供する総合的な支援体制（新事業創出支援体制）¹¹地域プラットフォーム）¹²が整備され、新たな事業の創出が図られてきたことから、本法においても、引き続き、同体制の整備を図ることを基本方針において規定している。

基本方針に基づき、都道府県等は、新事業支援機関間の連携を強化し、新事業支援体制の形成を促進させるとともに、他の新事業支援機関の情報を収集し、同体制の中心として適時適切な支援をワンストップで提供できる機関を中核的支援機関として認定する。

(2) 高度技術産学連携地域とは、地域において新たな事業活動が促進されるよう、事業者と研究機関との相互交流、連携が活発に行われる場であることを踏まえ、その設定・活用の際に際しての判断基準等について、基本方針に定めることとしている。

（参考）中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針（平成十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号）

第1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

1 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に関する基本的な方向

国は、市場メカニズムの下での創業者及び新規中小企業者の自主的な努力を前提として、創業者及び新規中小企業者が行う創意工夫に満ちた事業活動を幅広く支援し、創業者及び新規中小企業者が創業後の経営リスクに備えるための技術力・経営力の向上を図る。

2 創業及び新規中小企業の事業活動の促進に当たって配慮すべき事項

国は、創業者及び新規中小企業者の事業活動を促進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。

一 創業意識喚起支援、資金支援、販路開拓支援、人材支援、研究開発支援、知的財産支援、財務・会計面の支援、情報提供等の政策的支援の充実を図ること。

二 セミナー、パンフレット、インターネット等を通じて、支援施策の創業者及び新規中小企業者に対する周知徹底に努めるとともに、申請手続の簡素化や共通化、公募に係る十分な準備期間の確保等に努めること。

三 創業初期段階から事業化に至るまでの各段階ごとの課題に応じた内容について、総合的かつ一貫した施策とすること。

四 関係省庁が密接に連携するとともに、都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の支援機関のほか、大学や、地域に密着したきめ細かいサービスを提供するNPO（特定非営利活動法人）等とも連携しながら、利用者の立場に立つて既存の施策との効果的な連携に努めること。

第2 経営革新

1 経営革新の内容に関する事項

一 新事業活動

「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。個々の中小企業者にとって新たな事業活動であれば、既に他社において採用されている技術・方式等を活用する場合についても原則として支援する。ただし、業種ごとに同業の中小企業（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外とする。

二 多様な取組

知的財産の活用等の先進的な取組から、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。

2 経営革新の実施方法に関する事項

一 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

二 経営指標

以下の二つの経営指標を支援に当たつての判断基準としていく。グループによる申請については、グループ全体としての経営指標あるいは参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、本指標は、今後、法施行後の運用の状況や景気の動向を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

イ 付加価値額の向上

付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が十五%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には九%以上の目標を、四年間の場合には十二%以上の目標を求める。

注）付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。

ロ 経常利益の向上

経常利益について、五年間の計画の場合、計画期間である五年後までの目標伸び率が五%以上のものを求める。計画期間が三年間の場合には三%以上の目標を、四年間の場合には四%以上の目標を求める。

注）経常利益の算出については、計画の承認を受けた中小企業者の資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。

3 経営革新の促進に当たつて配慮すべき事項

一 計画進捗状況についての調査

国や都道府県は、経営革新計画の進捗状況を調査し、把握するものとする。また、定期的に経営革新計画の進捗状況を事業者自ら把握することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況も把握する。

二 外部専門家の活用

国や都道府県は、経営革新計画の承認、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が適切か否かを判断するに当たつて、必要に応じて中小企業診断士、会計士等外部の専門家の知見を活用する。

第3 異分野連携新事業分野開拓

1 異分野連携新事業分野開拓の内容に関する事項

一 異分野

「異分野」とは、日本標準産業分類における細分類（四桁）において、異なる分類に属しているものを指す。ただし、同分類に属しているものであっても、連携事業を行うために持ち寄るノウハウや技術等の中身が異なる場合は異分野とするなど、事業を行うために持ち寄る経営資源の実質的内容により判断する。

二 新事業活動

「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を指す。「新事業分野開拓」が可能となるような、地域や業種を勘案して新しい事業活動を支援する。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とする。

三 新事業分野開拓

「新事業分野開拓」とは、新事業活動によって、市場において事業を成立させることを指す。「需要が相当地度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ蓋然性が高く、その後も継続的に事業として成立することが求められる。

四 計画期間

計画期間は三年間ないし五年間とする。

五 財務面の要件

「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、十年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストを勘案し、当該事業について一定の利益を上げることが要件とする。

2 異分野連携新事業分野開拓における連携に関する事項

一 中核となる中小企業の存在

連携事業に参画する事業者等が一体的に活動するため、連携内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる中小企業（コア企業）が必要である。

二 中小企業の主体的参画

異分野連携新事業分野開拓計画には二以上の中小企業の参加が必要であるが、事業に参加する営利企業のうち、企業数又は事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合は、支援対象外とする。

三 参加事業者間での規約等の存在

当事者間の規約等を策定し、工程管理や品質管理が統一的に行われるような役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方等を明確化し、市場から信用される体制を構築することが必要である。なお、連携事業者には、互いに競争力を維持し、努力しない事業者は自律的に連携事業から退出することとされるなどの緊張感ある関係を有することが望まれる。

3 異分野連携新事業分野開拓のために提供される経営資源の内容及びその組合せに関する事項

一 提供される経営資源の内容

「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産権等を含む事業活動に活用される資源を指す。連携事業に参加する各主体が持ち寄るそれぞれの強みである経営資源が計画の中で具体的に示され、新事業活動がそれらの組合せにより可能となったものであることが必要である。

二 経営資源の組合せ

経営資源の限られる中小企業においては、経営資源の従来見られない組合せを行うことが、新事業分野開拓につながる蓋然性が高い。また、中小企業者同士のみならず、大学、試験研究機関、中堅・大企業、NPO（特定非営利活動法人）等、他の関連事業者等とも連携することが大きな効果を生む。

なお、単に共同購買を行うのみの場合等の新たな事業活動の創出につながらない連携や、親事業者と下請事業者の取引関係、通常の商取引における売買や役務契約等の一時的な取引関係にある企業同士については、支援対象外とする。

4 異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

一 異分野連携新事業分野開拓が生まれる環境の整備

国は、柔軟なグループの形成の土壌である産業クラスター計画、産学連携、産業集積、異業種交流の促進等周辺の環境整備に努めるものとする。

二 国として行う支援の在り方

国は、「異分野連携新事業分野開拓計画」の形成段階から事業の実施まで一貫して、重点的、集中的な支援を行うための推進機関として、有識者、地元金融機関、各支援機関等の専門知識を集結する「新連携（異分野連携新事業分野開拓の通称）支援地域戦略会議」（以下「戦略会議」という。）を各地方ブロックに設置する。

同会議の事務局には、起業経験者や金融機関、商社等の出身者などビジネス実務に精通した者をプロジェクトマネージャーとして配置し、民間活力を活用して、異分野連携新事業分野開拓計画に関する事業性についての評価を行う。有望な事業については、プロジェクトマネージャーを中核とした支援チームを組成して、事業計画の策定段階から研究開発、販路開拓等の様々な段階において、税務・法務等の専門的知見に基づく助言や技術的課題を克服するための研究機関の紹介、製品を販売につなげるための他企業とのマッチング等、事業者の立場に立った必要な支援を行うものとする。

三 異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大

国は、都道府県や民間など幅広い主体と連携し、異分野連携新事業分野開拓の取組の拡大に努めるものとする。特に、成功事例の蓄積・紹介は、事業者全般に対して他者との連携の重要性を周知し、自発的な連携事業への取組を促す波及的効果が高いことを踏まえ、施策の効果的な広報を展開することとする。

また、戦略会議から定期的に認定事業についての情報を収集し、支援策の在り方や、指標等の見直し、産業クラスター計画等との施策の融合の実現など、新連携に関連する施策全般の不断の見直しを行い、「異分野連携新事業分野開拓」の取組の拡大を図る。

第4 新技術を利用した事業活動の支援

1 新技術補助金等のうち国等が中小企業者等に対して支出の機会を増大を図るべきものの内容に関する事項

各省各庁の長及び特定独立行政法人等の主務大臣（以下「各省各庁の長等」という。）は、技術開発力のある中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業者等」という。）に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るとともに、中小企業者がその研究開発の成果を利用して行う事業活動を支援することを通じて、中小企業者による新たな事業活動を促進することとする（以下、本制度を「中小企業技術革新制度」という。）。

中小企業技術革新制度の実施に当たり、経済産業大臣及び各省各庁の長等は、次に掲げる諸点に照らして、国及び特定独立行政法人等（以下「国等」という。）が交付する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（新技術補助金等）の中から、特定補助金等を指定することとす

- る。
- 一 中小企業者等に交付することができ、当該中小企業者等がその成果を利用した事業活動を行うことができるものであること。
 - 二 中小企業者等その他企業等に競争的に応募させ、その中から優れているものとして採択された企業等に交付するものであること。
なお、中小企業者等に行わせるべき経済的ニーズや社会的ニーズに適合した技術開発の分野に応じた技術開発課題の提示を行うとともに、中小企業者等の技術開発からその成果を利用した事業化までを一貫して支援するという中小企業技術革新制度の趣旨から、実現可能性調査、研究開発、事業化支援の各段階に応じた支援に努めるものとする。
 - 2 特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項
各省各庁の長等は、特定補助金等の積極的な指定及びその中小企業者等への支出の機会の増大等に向けて、連携して取り組むこととし、本制度を効率的かつ円滑に推進するため、次に掲げる諸点について十分に配慮することとする。
 - 一 中小企業技術革新制度を連携して実施していくための推進体制を整備すること。
 - 二 特定独立行政法人等に対し、特定補助金等の事業年度を超える交付等の特定補助金等の執行の弾力化に努める等、中小企業技術革新制度を効率的かつ円滑に推進するよう指導すること。
 - 三 中小企業者等の中小企業技術革新制度への積極的な参加を促すため、セミナー、パンフレット、インターネット等を通じて、中小企業技術革新制度その他関連支援施策の中小企業者等に対する周知徹底に努めることともに、申請手続の簡素化や共通化、公募に係る十分な準備期間の確保等に努めること。
 - 四 中小企業者等に対し、国等の研究機関（試験研究機関、大学等）の保有する研究開発成果の開示等を通じ、中小企業者等が中小企業技術革新制度を活用するのに役立つ情報の提供に努めること。
 - 五 中小企業技術革新制度に応募する中小企業者等を審査するに当たっては、技術の新規性、事業化の可能性につき知見を有する人材を審査員に加える等の配慮をすることともに、その審査結果の理由を説明するよう努めること。
 - 六 中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発の成果について、事業活動における効果的な利用を促進するため、国等の委託による研究開発成果たる知的財産権の受託者への帰属の促進等に努めること。
 - 七 中小企業技術革新制度を活用する中小企業者等の研究開発課題及び当該研究開発成果等につき、当該中小企業者等に対する支援に関与する諸機関（中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、中小企業金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャー・キャピタル、金融機関等）に対し、連絡等に努めること。
 - 八 中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発の成果について、その情報の開示等を通じて市場への普及の機会の増大に努めること。
 - 九 国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた公益法人が、中小企業者等に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、中小企業者の新技術を利用した事業活動の促進に寄することから、特定補助金等に類するものと位置付け、中小企業技術革新制度の趣旨に十分に配慮した取組を行うこと。

第5 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が当該地域内において新たな事業活動を促進するためには、その有する地域産業資源を活用して事業環境の整備を主体的に行うことが重要である。そのため、都道府

県等は、自ら作成する事業環境整備構想に基づき、新事業支援体制の整備と高度技術産学連携地域の活用を行うこととする。

注（）これまで、新事業創出促進法等に基づく都道府県等の主体的な取組の結果、地域に存在する産業支援機関が連携し、地域産業に対して地域産業資源を適時適切にワンストップで提供する総合的な支援体制等が整備されてきたことに留意する必要がある。

1 新事業支援体制の整備に関する事項

都道府県等は、技術、人材、情報又は資金の各方面における各種支援機関の間で連携の強化や統合を通じて、研究開発からその成果を活用した企業の自立的発展に至るまでの事業展開の各段階において適時適切な支援事業を行うための総合的な支援体制を、次に掲げる諸点に留意して主体的に整備することとする。

一 新事業支援機関に関する事項

都道府県等は、技術の研究開発及びその成果の移転の促進、経営能率の向上に資する研修指導、市場に関する調査研究及び情報提供、資金の融通の円滑化等の技術・人材・情報・資金面での支援事業を行う公益法人や株式会社（第三セクター方式によるものを含む。）等の各種支援機関を、新事業支援機関として事業環境整備構想の中に位置づけること。

二 中核的支援機関に関する事項

都道府県等は、以下の機能を担い、新事業支援体制の中心として支援事業を実施する機関を、中核的支援機関として認定すること。

イ 新事業支援機関相互の連携強化又は統合を進めることにより、新事業支援体制の形成を促進すること。

ロ 他の新事業支援機関に関する情報提供を併せて行う新事業支援体制の総合窓口として機能すること。

三 新事業支援機関と中核的支援機関相互の提携又は連絡に関する事項

新事業支援機関は、中核的支援機関を中心に相互に提携又は密接な連絡体制を構築し、それぞれが有する支援機能を相互補充することによって、他の支援機関の事業についての情報を利用者に提供できるよう努めること。その際、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業大学校等の地域における中小企業の振興を図る団体等との連携に配慮すること。

また、都道府県等は、新事業支援体制の整備に当たり、公設試験研究機関の強化等の技術振興に関する施策の充実及び地域企業が特許権その他の知的財産権を有効に活用できるよう情報提供等に努めること。

2 高度技術産学連携地域の活用に関する事項

都道府県等は、事業者と研究機関との相互の交流・連携が活発に行われる場としての高度技術産学連携地域を、国土総合開発計画その他法律の規定による地域の振興又は整備に関する計画との調和に配慮しつつ、次に掲げる諸点に留意して設定・活用するものとする。

一 地域の設定は、原則として、市町村又は特別区若しくは指定都市の区を単位として、自然的経済的社会的条件から見た一体性を勘案しつつ行うこと。その際、複数の市町村により地域を設定する場合は、その総面積がおおむね十三万ヘクタール以下となること。

二 事業者と研究機関がそれぞれ相当数存在すること、との条件における「相当数」とは、個別の高度技術産学連携地域ごとに、当該地域の面積や、当該地域に存在する事業者及び研究機関の規模、技術水準等を勘案して、総合的に判断されるものであること。

三 新たな事業活動が相当程度促進されることが見込まれること、との条件における「相当程度」とは、個別の高度技術産学連携地域ごとに、当該地域における事業者の活動実態等を勘案して、総合的に判断されるものであること。

四 事業者と研究機関との相互の交流・連携を促進するための賃貸型の工場・事業場（いわゆるインキュベ-

シヨン施設)を整備する場合には、高度技術産学連携地域における事業者・研究機関の特色を踏まえること。また、その運営に当たっては、各都道府県等において整備された新事業支援体制や各大学における技術移転機関等の産学連携を推進する機関を有効に活用するとともに、事業者の支援を行う人材を配置することにより、事業者と研究機関との相互の交流・連携や、事業者の新たな事業活動が円滑に行われるよう配慮すること。

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

【解説】 本項は、主務大臣が基本方針を定め、変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない旨を規定したものである。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【解説】 本項は、基本方針を定め、変更したときは、主務大臣は遅滞なくこれを公表しなければならない旨を規定したものである。